



許可第27-23号

一般廃棄物処理業(処分業)許可証

住所 下松市大字末武中1234番地1
氏名 周南総合リサイクル株式会社
代表取締役 星田 直樹

禁複写

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

下松市長 井川 成正

- 許可の年月日 平成28年2月21日
- 許可の有効年月日 平成30年2月20日
- 許可の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)、
陶磁器くず、がれき類の中間処理
- 許可条件
 - 特別管理一般廃棄物を除く。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の事項を遵守すること。
 - 毎月の処理状況報告書を翌月の5日までに提出すること。
 - 許可の対象となる一般廃棄物は、下松市内で発生したものに限る。
 - 一般廃棄物の保管については、産業廃棄物と区分して保管しなければならない。
 - その他市長の指示に従うこと。
- 許可区域
下松市全域
- 中間処理の内容
 - 廃プラスチック類(溶融・圧縮・破碎・切断・造粒・選別を行い、売却)
 - 木くず(圧縮・破碎・切断・選別を行い、売却)
 - 紙くず(圧縮・破碎・切断・選別を行い、売却)
 - 繊維くず(圧縮・破碎・切断・選別を行い、売却、又は自社販売)
 - 金属くず(圧縮・破碎・切断・選別を行い、売却)
 - ガラスびん(破碎・切断・選別を行い、売却)
 - ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず・ゴムくず・がれき類・
(破碎・切断・選別を行い、売却または埋立処分)

なお、最終残渣は、可燃物は恋路クリーンセンター、不燃物は周南東部環境施設組合に搬入される。
- 許可の更新又は変更の状況
平成28年2月21日(更新)